

第 2 2 回 農地部定例会議事録

開催日時 令和 5 年 3 月 2 7 日 1 3 時 3 0 分

開催場所 阿南市役所 6 0 2 会議室

出席委員 中村部長・高谷副部長・久米寛治委員・南部委員・幸田委員・岡部委員・久米博委員・森委員・吉岡委員・阪井委員・竹内委員・久積委員・遠藤委員・山本委員・井出委員・尾崎委員・植田委員・西野委員

欠席委員 厚田委員

山下局長 欠席委員の報告及び、農業委員等に関する法律第 2 7 条第 3 項により会議の有効性を報告

中村部長 (部長挨拶)
それでは第 2 2 回農地部定例会を始めさせていただきます。
本日の議事録署名者は福井地区の南部委員と那賀川地区の井出委員にお願いいたします。
それでは、本日の議事に入りたいと思います。

- 第 1 号議案 非農地証明願について
- 第 2 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- 第 3 号議案 農地法第 4 条の規定による許可申請について
- 第 4 号議案 農地法第 5 条の規定による許可申請について
- 第 5 号議案 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について

なお、本日は追加議案として、「阿南市農業委員会の所管にかかる個人情報
の保護に関する法律等施行規則の制定について」を別途審議いたします。

議案については、それぞれ各地区で事前に審議されていると思いますので
ご報告をお願いします。それでは椿地区からお願いします。

久米寛治委員 それでは椿地区からご報告します。椿地区は 3 月 2 0 日に福井公民館にて
福井地区、橘地区と合同で地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。
その結果を報告させていただきます。

議案書の 5 ページをお開きください。第 3 号議案「委員による朗読・説明」
地区部会では、許可相当としました。

議案書の 6 ページをお開きください。第 4 号議案「委員による朗読・説明」

地区部会では、許可相当としました。

議案書の 7 ページをお開きください。第 5 号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

以上、椿地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしく申し上げます。

中村部長 次に、福井地区お願いします。

南部委員 それでは福井地区からご報告します。福井地区は 3 月 20 日に福井公民館にて椿地区、橘地区と合同で地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の 1 ページをお開きください。第 1 号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

議案書の 7 ページをお開きください。第 5 号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

以上、福井地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしく申し上げます。

中村部長 次に、橘地区お願いします。

岡部委員 はい、橘地区今回議案はございません。

中村委員 それでは新野地区からご報告します。新野地区は 3 月 24 日に新野公民館において地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の 6 ページをお開きください。第 4 号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

以上、新野地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしく申し上げます。

中村部長 次に、桑野地区お願いします。

森委員 それでは桑野地区からご報告します。桑野地区は 3 月 22 日に桑野公民館にて地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の２ページをお開きください。第２号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

議案書の７から８ページをお開きください。第５号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

以上、桑野地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしく願います。

中村部長 次に、見能林地区願います。

吉岡委員 それでは見能林地区からご報告します。見能林地区は３月２４日に事務局にて富岡地区、宝田地区と合同で地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の８ページをお開きください。第５号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

以上、見能林地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしく願います。

中村部長 次に、富岡地区願います。

竹内委員 それでは富岡地区からご報告します。富岡地区は３月２４日に事務局にて見能林地区、宝田地区と合同で地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の８から９ページをお開きください。第５号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

以上、富岡地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしく願います。

中村部長 次に、宝田地区願います。

竹内委員 それでは宝田地区からご報告します。宝田地区は３月２４日に事務局にて見能林地区、富岡地区と合同で地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の２ページをお開きください。第２号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

議案書の９ページをお開きください。第５号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

以上、宝田地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしく願います。

中村部長 次に、長生地区お願いします。

久積委員 それでは長生地区からご報告します。長生地区は3月23日に事務局にて中野島地区と合同で地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の2から3ページをお開きください。第2号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

議案書9から10ページをお開きください。第5号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

以上、長生地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしくをお願いします。

中村部長 次に、中野島地区お願いします。

遠藤委員 それでは中野島地区からご報告します。中野島地区は3月23日に事務局にて長生地区と合同で地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の1ページをお開きください。第1号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

議案書3ページをお開きください。第2号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

議案書10から12ページをお開きください。第5号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

以上、中野島地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしくをお願いします。

中村部長 次に、大野地区お願いします。

山本委員 大野地区は3月22日に上大野分館にて地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書12から13ページをお開きください。第5号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

以上、大野地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしくをお願いします。

中村部長 次に、加茂谷地区お願いします。

高谷委員 それでは加茂谷地区からご報告します。加茂谷地区は3月20日に加茂谷

公民館にて地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の13ページをお開きください。第5号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

以上、加茂谷地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしくお願いします。

中村部長 次に、那賀川地区お願いします。

井出委員 それでは那賀川地区からご報告します。那賀川地区は3月22日に那賀川公民館にて地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の3ページをお開きください。第2号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

議案書の13から16ページをお開きください。第5号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

以上、那賀川地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしくお願いします。

中村部長 次に、羽ノ浦地区お願いします。

植田委員 それでは羽ノ浦地区からご報告します。羽ノ浦地区は3月20日に羽ノ浦公民館にて地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の1ページをお開きください。第1号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

議案書の3から4ページをお開きください。第2号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

議案書の5ページをお開きください。第3号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

議案書の6ページをお開きください。第4号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

議案書の16ページをお開きください。第5号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

以上、羽ノ浦地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしくお願いします。

中村部長 それでは、それぞれの地区からご報告いただきましたが、まず、委員案件

であります第5号議案の〇〇〇〇〇委員分についてのご意見、ご質問がありましたら挙手のうえ、発言願います。

中村部長 この案件について採決をしたいと思いますが、農業委員会等に関する法律第31条により〇〇〇〇〇委員には採決の間、退室をお願いします。

（委員退室）

中村部長 議事を再開いたします。

それでは、11から12ページの農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画 遠藤委員の案件について、承認してよろしいか。

一同 異議なし

中村部長 異議がございませんので、この案件について、承認いたします。

退室した委員に入室してもらってください。

（委員入室）

中村部長 議事を再開いたします。それぞれ各案件について、ご意見、ご質問がありましたら発言願います。

中村部長 それでは、特に意見もないようなので、採決に入りたいと思います。

第1号議案から第5号議案までを承認してよろしいか。

一同 異議なし

中村部長 はい続いて、別途審議であります、第6号議案、「阿南市農業委員会の所管にかかる個人情報の保護に関する法律等施行規則の制定について」を事務局より説明してもらいます。

（事務局報告）

中村部長 はい、それでは、ご意見、ご質問がありましたら発言願います。

高谷委員 この個人情報とはどういったものをさすのか。

事務局 氏名、住所や申請地など、農地台帳に掲載している情報です。

中村部長 それでは、ほかに意見もないようなので、採決に入りたいと思います。

第6号議案について承認してよろしいか。

一同 異議なし

中村部長 はい、それでは、ただいまの審議結果を事務局より報告してもらいます。

山下局長 報告します。第２２回農地部定例会議案については、全て承認です。

中村部長 以上で議案審議は終了します。次に、議案外その他に入りますが事務局から違反転用案件について報告があるようなので説明をお願いします。

（事務局報告、那賀川町中島の案件、是正指導に応じないため、農業委員会から勧告書を発出する）

中村部長 はい、それでは、ご意見、ご質問がありましたら発言願います。

西野委員 今後のスケジュール感や措置命令となった場合の発令者は誰か。

事務局 今後も、引き続き県（県民局）と連携して是正指導を行っていくが、改善が見込まれないと県が判断した場合は、この案件の権限者は県（県民局）であり、数か月以内には措置命令が発出される可能性がある。

中村部長 はい、他には特にないようですので、事務局から事務連絡がありましたらお願いします。

中村部長 以上をもちまして、第２２回農地部定例会を閉会いたします。次回は、４月２５日で予定いたしております。本日はご苦労さまでした。

閉 会